～対象者について～

●●●●●●●●●●●●●

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動のあった方が対象

事業主の証明によって、被扶養者認定基準額を超えた場合においても、直ぐに扶養者の削除手続きを行わず、引き続き被扶養者認定を可能にするための措置です。

一時的な収入増加の要因とは

主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等

ケース1

当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加

ケース2

当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加

ケース3

当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加

ケース4

突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加

などが想定されます。

※収入要件が 180 万円未満で判定される方についても、今回の措置が適用されます。

【対象外】

- **基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合**

  →今後も引き続き収入が増えることが確実で、一時的な収入増加とは認められない
- **雇用契約書等から年間収入の見込み額が恒常的に 130 万円以上となることが明らかな場合**
- **フリーランスや自営業者等の特定の事業主と雇用関係にない場合**

  ※フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある方で、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより認定基準額を超えた場合は、対象となります。
- **収入増加が当該事業所の要因ではなく、自身の判断で業務時間等が増加したことにより収入が 130 万円を超えた場合**

※対象に該当するかどうかは、被扶養者の事業主へご確認ください。

～事業主の証明書について～

対象者の方につきましては、下記の書類2点をご提出いただくことで、被扶養者の認定基準額を超えていた場合でも、引き続き被扶養者として、また新たに被扶養者としての認定を受けることは可能です。
その他の要件で認定基準を満たない場合※は被扶養者の認定を受けることはできません。
なお、被扶養者として既に認定を受けている方は、検認の際にご提出頂くこととなります。

記

- **被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書**
  別添資料参照
- **雇用契約書等**
  年間収入の見込みが恒常的に 130 万円以上とならない事を確認するため

※その他の要件で認定基準を満たさない場合※

1. 収入要件以外で認定基準を満たさない場合
   例）別居しているのに、送金がない等
2. 被扶養者の収入が被保険者の収入の 1/2 を上回る金額の時
3. 被扶養者の収入が被保険者の送金額を上回る金額の時

2. 3については、上記の「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書がある場合においても、被扶養者の認定が取消されます。

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※1については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満※2です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1　新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2　60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日※3		令和　　年　　月　　日
被保険者	（フリガナ） 氏　　名	
	被保険者等記号・番号	
被扶養者	（フリガナ） 氏　　名	
	被保険者等記号・番号	

※3　被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒　　－
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	
雇用契約等により本来想定される年間収入	円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和　　年　　月　から 令和　　年　　月　まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	円

※4　本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※5　記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。

～上限について～

今回の措置は年収が 130 万円以上になっても、あくまでも「一時的な事情」として扶養者認定を行うことから、同一の者について原則として**連続2回まで**を上限とします。

例）被扶養者の範囲内で働く予定（月収 10 万円）であったが、残業により収入増になった

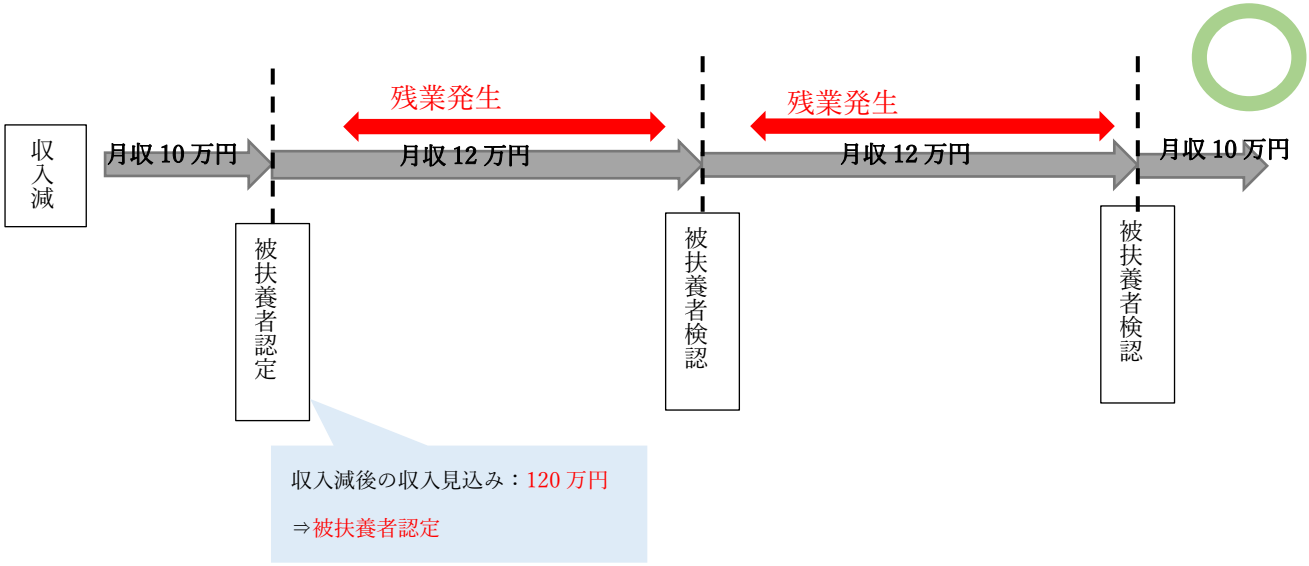

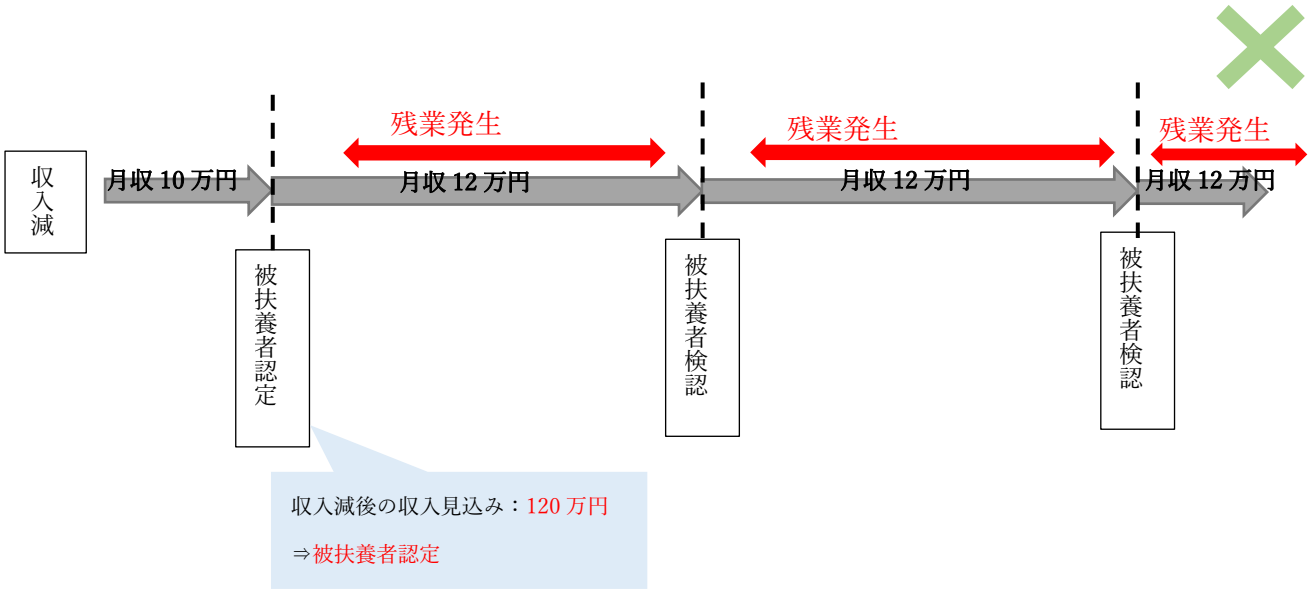

※『連続 2 回』の数え方ですが、扶養認定時もしくは検認時に収入確認を当組合で行った場合に『1 回』とカウントします。

以上